

## 地域再生計画

### 1. 地域再生計画の名称

たからだの里、活性化計画

### 2. 地域再生計画の作成主体の名称

香川県、三豊郡財田町

### 3. 地域再生計画の区域

香川県三豊郡財田町の全域及び山本町の区域の一部（河内地区）

### 4. 地域再生計画の目標

本県では、「みどり・うるおい・にぎわいの創造」を基本目標とし、魅力と活力に満ちた香川県づくりに向けて、地域の特色に応じた施策を展開している。特に、農業分野では農村の活性化を図るために生産基盤の整備や多様な担い手の育成のほか、グリーンツーリズムの推進による都市住民との交流促進などに取り組んでいる。

今回の地域再生計画の区域である財田町及び山本町河内地区は、県西南部の丘陵地帯に位置し、阿讃山脈を背に徳島県と県境を接する中山間地域である。基幹産業は農業で、古来より地区の中央を流れる財田川が豊かな恵みをもたらし、財田町は「たからだの里」と呼ばれ、たからだ米やたけのこ等の特産品が生産されてきた。

同地区ではこれまで、ほ場整備やライスセンター・土づくりセンター（堆肥製造）や集落営農の推進による担い手の育成など農業基盤の整備を進めるとともに、恵まれた自然や地理的条件を生かして、地域特産品を販売する「物産館」や農業の体験実習などを行う「湯の谷荘」等の交流拠点施設の整備などにより、都市住民との交流促進を図ってきた。

しかしながら、中山間地域特有の地形条件等から、町内道路網や町外との主要なアクセス道の一つある幹線道（三豊中央道路）への接続の整備が不十分であることから、物流と交流の基盤となる効率的な道路網整備が求められている。

このため、各集落と農業関係施設や交流拠点施設、さらにはその他の集客施設である「香川用水記念公園」などへの地域内道路網と主要幹線道の有機的かつ効率的なネットワークの構築することにより、農業の振興や一層の交流促進を図り、地域の活性化を推進する。

（目標1）拠点施設へのアクセスの改善（時間短縮20%）

（目標2）農業の振興（担い手農家の育成・確保30%増）

（目標3）交流施設の来園者数の向上（来園者数5%増）

## 5. 目標を達成するために行う事業

### (5-1) 全体の概要

香川県西部の1市4町を結ぶ「広域農道西讃南部地区(土地改良法第87条8項の事業計画確定、平成10年11月27日)」のうち、主要地方道観音寺池田線から町道河内中央線までの区間(約3km)の広域農道を集中的に整備し、農産物の物流の効率化を図るほか、併せて財田町の財田中地区「町道林線(道路法第8条の認定、昭和59年3月13日)」及び財田上地区「町道大野地森線(道路法第8条の認定、昭和59年3月13日)」の改良工事を行うことにより、国道、県道、町道、農道による効率的な道路ネットワークを構築し、当該集落から保健・福祉・教育・農業施設等の拠点施設へのアクセス向上及び都市部と農村部の交流の促進を目指す。

### (5-2) 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

#### 道整備交付金を活用する事業

[施設の種類(事業区域)、実施主体]

- ・町道(財田町) 財田町
- ・広域農道(財田町・山本町河内地区) 香川県

[事業期間]

- ・町道 (平成17年度~20年度)
- ・広域農道(平成17年度~21年度)

[整備量]

- ・町道 1.5 km 広域農道 2.9 km

[事業費]

- ・総事業費 1,496,000 千円
  - 町道林線 160,000 千円(うち、交付金 80,000 千円)
  - 町道大野地森線 440,000 千円(うち、交付金 220,000 千円)
  - 広域農道 896,000 千円(うち、交付金 448,000 千円)

### (5-3) その他の事業

地域再生法による特別な措置を活用するほか、「たからだの里、活性化計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

中山間地域等直接支払制度を活用して、耕作放棄地の発生防止や集落協定等の活動を通じて担い手の育成と優良農地の保全を図る。

農林水産省の県営中山間地域総合整備事業(財田地区、現在継続中)により、地域の創意工夫を生かした生産基盤の整備を行い、優良農地の確保及び生産性の向上を促進し「むら」の活性化を図る。

単独県費事業を活用し、県道観音寺・池田線、県道財田上高瀬線の交通安全施設(交差点改良、歩道)の整備を行う。

道の駅「たからだの里さいた」を拠点に都市と農村の交流を一層促進するため、県のグリーン・ツーリズム推進事業を活用し、地域の活性化や魅力ある里づくりを推進する。

町では、交流施設を核とした農業体験実習やイベントの開催などにより、都市住民との交流を支援し、地域の特産品のPRやにぎわいづくりを進める。

## 6．計画期間

平成17年度～平成21年度

## 7．目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、県・町で組織する委員会で中間段階や計画終了後に達成状況の評価を行い、改善すべき事項の検討等を行うものとする。

## 8．地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし

## (添付資料)

地域再生計画の工程表・工程説明書

地域再生計画の区域図(1/10万)

道整備交付金による施設整備の整備箇所

地域再生計画の全体像を示すイメージ図